

処理事例75 市の業務に不備の無かったもの

<p>苦情申立て対象機関</p>	<p>福祉局あかし保健所生活衛生課</p>
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>製造した飲料水その他の商品について、ラベルの記載内容を不適とし、全商品の回収を命じられた。また、販売店において飲料水の発泡や発酵があったという噂が担当課に寄せられ、製造方法についても法令違反とされた。製造方法については、担当課に確認のうえ了解を得たもので、後で違反とするのはおかしい。法令違反をすべて製造者の責任としたことから信用は失墜した。</p>
<p>調査結果等</p>	<p>1 調査事項</p> <p>オンブズマンは、苦情申立人代表社員との面談及び提出資料の各内容を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例（以下「条例」という。）によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。</p> <p>① 飲料水製造にあたっての指導内容</p> <p>② 項目表示ラベルに記載の保存方法及び製造者名を不適とした基準等</p> <p>③ 飲料水ほか、商品回収に至った経緯</p> <p>④ 担当課の申立人への対応状況</p> <p>2 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 製造方法についてのやり取り</p> <p>令和3年12月及び令和4年1月のやり取りにおいて、申立人から製造工程についての詳細な言及はなかった。担当課は、いずれのやり取りにおいても、申立人に対し、製造に当たっては製造基準を遵守されたい旨の回答をした。</p> <p>(2) 自主回収の経緯</p> <p>ア 令和4年2月24日、担当課が直売所に対して立入検査を実施したところ、申立人が製造する飲料水の外観からは発泡を現認することはできなかった。一方、ラベルについては、製造者表示が代表社員の個人名となっていることを確認した。</p> <p>イ 同月同日、担当課は、申立人に対し、「冷暗所」については、法令上、温度が定義されていないことなどから、発泡の責めを店舗の温度管理に求めることはできない旨を説明し、「要冷蔵」や「10度以下で保存」等の具体的な表示とするよう指導した。</p> <p>ウ また、製造者表示については、食品表示法に基づく食品表示基準を受けた「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）に基づき、製造者表示を法人名とするよう指導した。</p> <p>エ 同月25日、担当課は申立人から飲料水の詳細な製造工程を聴取した後、担当課内での協議の結果、飲料水の製造方法が製造基準違反に該当すると判断し、申立人に対して自主回収を指導することとなった。</p> <p>オ 同月28日、担当課は、申立人に対し、口頭により、商品の自主回収を指導した。</p> <p>(3) 自主回収後の経緯</p> <p>同月28日、担当課、申立人及び直売所が出席した協議において、申立人は、飲料水の製造基準違反を認めつつも、製造工程は担当課から了解を得ていたと主張していた。</p>

(4) 指導後の状況

ア 同3月3日、申立人は食品衛生法第58条に基づき、担当課に対し、自主回収の届出をし、担当課は、国に報告をした。

イ 申立人は、当初未殺菌であったと述べていたにもかかわらず、後に殺菌をしていたと主張を変えるなど、その主張に変遷が見られたことから、同月23日、担当課は、申立人に対し、食品衛生法第28条に基づく報告要求を実施した。

ウ 同4月7日、担当課が申立人からの報告書を受領した際、申立人から充填後殺菌等についての相談はあったが、具体的にどのような方法で製造方法の変更をするのかは聞いていない。

(5) 令和4年10月5日の面談

令和4年10月5日、担当課は、申立人との面談の機会を設けたが、録音機材が故障し、録音データを取り出すことができなくなった。同20日、担当課は、申立人に対し、復旧した録音データを記録したCD-Rを交付した。

3 オンブズマンの見解

(1) 「冷暗所保存」の表記に関する指導について

法令上「冷暗所」の温度についての定義がなされていないところ、国の通知に基づき、担当課が、申立人に対して「要冷蔵」あるいは「10度以下で保存」という具体的な表示とするように指導したことは適切であったといえる。

(2) 飲料水の製造工程に関する指導について

申立人の主張するところは、事実の確定までにはかなりの時間を要することが見込まれるところ、「調査することが相当でない特別な事情があると認めるとき」(条例第54条第1項第5号)に該当し、オンブズマンによる調査になじまない。

(3) 商品ラベルの「製造者」の表示について

国の基準によれば、本件の飲料水の製造者が法人である以上、『製造者』の表記が法人となっていなければ、本件飲料水は、食品表示基準に違反していることになり、法人がその責任を負うことになる。また、本件において、飲料水以外の商品については、申立人からの届出がなされた事実が存しないことからすると、担当課が全商品の自主回収を指示したとの事実は認められない。

本件においては、法令上、申立人が法人が表示に関する責任を負う以上、一旦、商品をバックヤードに撤収し、『製造者』の表示を法人に修正したラベルに貼りかえるよう求めた担当課の指導に違法はなかったといえる。

(4) 面談の録音データについて

面談の録音データの提供に係る担当課の説明に不合理な点も見当たらず、担当課が面談の録音データを隠蔽したとまでは認められない。

(5) 結論

以上、申立人の本件苦情は全体に渡って理由がない。

苦情申立ての受付年月日	2023年(令和5年)2月16日	要した日数
市の機関への調査年月日	2023年(令和5年)3月8日	20日間 (聴き取り1日)
調査結果通知年月日	2023年(令和5年)5月17日	90日間